

世田谷区地域防災計画〔令和 7 年修正〕（素案）パブリックコメント実施結果

1 募集期間

令和 6 年 1 0 月 1 日～1 0 月 2 2 日

2 提出人数及び件数

受付方法	人数		件数	
郵送	9	人	4 0	件
ホームページ	3 0	人	4 7	件
合計	3 9	人	8 7	件

3 項目別件数及び主な意見・提案

項目及び主な意見・提案			件数	
震災編	第 1 部 総則		0	件
	第 2 部 施策ごとの具体的計画		7 6	件
	第 1 章 区等の基本的責務と役割		0	件
	第 2 章 区民と地域の防災力向上 (在宅避難、地域による共助の推進、マンション防災等)		1 9	件
	第 3 章 安全な都市づくりの実現 (安全に暮らせる街づくり、建築物の耐震化及び安全対策の推進等)		7	件
	第 4 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 (道路・橋梁の安全確保等)		7	件
	第 5 章 応急対応力、広域連携体制の強化 (応急対応力、広域連携体制の強化、初動対応体制の整備)		3	件
	第 6 章 情報通信の確保		1	件
	第 7 章 医療救護等対策 (初動医療体制の整備、在宅難病患者への対応)		2	件
	第 8 章 帰宅困難者対策		1	件
	第 9 章 避難者対策 (避難体制の整備、災害時における要配慮者対策、福祉避難所、避難所等の管理運営体制の整備等)		1 6	件
	第 1 0 章 物流・備蓄・輸送対策の推進 (食料及び生活必需品等の確保、区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備、輸送体制の整備等)		1 5	件
	第 1 1 章 放射性物質対策		1	件
	第 1 2 章 区民の生活の早期再建 (区民の生活の早期再建、応急教育のための事前準備等)		4	件
	第 3 部 災害復興計画		0	件
	第 4 部 南海トラフ地震等防災対策		0	件

風水害編 (水害予防対策・水防対策、雪害予防対策・雪害応急対策等)	1 2	件
富士山等噴火降灰対策編	0	件
大規模事故対策編	0	件
その他	1	件
合計	8 9	件

※1つのご意見・ご提案が複数の編・部・章に該当する場合は、重複して数えています。そのため、合計件数は「2 提出人数及び件数」よりも多くなっております。

4 意見・提案の概要及び区の考え方 別紙のとおり

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第2章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等 これまでに経験したことのない災害が起きており、こうした災害が襲って来た時に、自らの命を守り、対応できる準備をしておくことが必要だと考えます。このためには、報道されているように、防災用具及び食料の備えが重要であると考えています。	ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き周知啓発や支援の取り組みを進めていきます。
震災編 第2部 第2章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等 避難所体験に参加し、更なる在宅避難の推進が必要であると強く思いました。 在宅避難が基本。避難所に避難すべき区民はどのような区民なのか、避難所の備蓄状況も踏まえ、明確に何度も周知してはどうでしょうか。	区では、自宅が安全である場合には在宅避難、被災していない家族、親族、友人に連絡が取れる場合は縁故避難、自身で宿泊施設を確保できる場合は自主避難、それでも行き場のない場合に避難所へ避難するものとして、在宅避難をはじめとした避難の方法に関する周知啓発を行っています。 今後も在宅避難の推進や避難に関する周知啓発に取り組んでいきますが、内容についてご意見の趣旨を参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第2章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等 行政の計画は、中々住民には伝わり難く、理解されません。問題は計画を如何に発災時に、実行できるかです。何々をしましょうと呼びかけるだけでは十分では有りません。この点を今一度検討下さる様にお願いします。「せたがや防災」や「災害時区民行動マニュアル」等のパンフレットは支所にいかなければ見ることはないため、住民との接点を具体化、強化いただきたいです。	計画の実行性につきまして、ご意見の趣旨を参考に取り組んでいきます。 また、区では、各種パンフレット配布のほか、防災訓練や啓発イベント、令和6年度にはせたがや防災ギフトの配布を実施するなど、区民との接点強化についても取り組んできました。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、接点の強化につきましても引き続き努めていきます。
震災編 第2部 第2章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等（トイレ使用） 災害時にトイレを流すと建物が更に被災することの周知が必要だと思います。あまり知られていないので、今後の区の広報で強調してほしいです。	現在、災害時のトイレ使用については、各種啓発媒体において、排水管の損傷がないことを確認できるまで使用しないよう周知をしています。また、併せて携帯トイレの備蓄についても周知を行っています。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、今後も周知啓発に努めていきます。
震災編 第2部 第2章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等（災害時トイレの場所周知） 避難所だけでなく、災害時の緊急トイレの場所を記したマップを共有すべきだと思います。	区では、区立小中学校や区立公園への災害用マンホールトイレの整備及び避難所運営用防災倉庫などへの排便収納袋の備蓄を進めています。 なお、災害用マンホールトイレについては、震災時区民行動マニュアル（マップ版）で周知を行っています。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、今後も周知に努めていきます。
震災編 第2部 第2章 第3章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等、出火・延焼等の防止（防火水槽） ○各家庭での防災への「備え」と同様に、もう少し過去の被災した所の学びから、震災で被災していない世田谷区民に何が優先なのかを示すこと、「防災準備」を全面に出すこと、被災後のモラル維持が重要だと思います。 ○防火水槽のメンテナンスに助成がなく、使用停止せざるを得ない状況となっています。また、防火水槽があると気づかず、修繕計画にも入っていません。存在を知っていれば、バケツリレーでも火を消すことができるかもしれません。	今後も防災に関する各種周知啓発に取り組んでいきますが、内容について、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。 また、防火水槽の維持管理について、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。なお、防火水槽は消防機関が消火活動等において活用するものであり、防火水槽への落下等の危険性があるため、住民の使用は想定していません。初期消火については、街路消火器、スタンドパイプ等を活用いただくようお願いします。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第2章	■備蓄に関する質問 備蓄について、人数分あたりの適正な数量を周知して頂きたいです。	ご意見の趣旨を参考とさせていただきます、今後の在宅避難の周知啓発における内容を検討していきます。
震災編 第2部 第2章 第3章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等、建築物の耐震化及び安全対策の促進 在宅避難について、備蓄は1週間位、建物の耐震化も必要だと思います。	ご意見の趣旨を参考とさせていただきます、引き続き周知啓発や支援の取組みを進めていきます。
震災編 第2部 第2章 第10章	■防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等、食料及び生活必需品等の確保 ○避難所は収容人数に限られ備蓄も十分でないこと、避難所運営は区民で担うこと、そのために在宅避難が必要だということの周知を徹底していただきたい。在宅避難については、各家庭での備蓄の量や方法、物資の配給ルールを含め、周知していただきたい。 ○避難所においてプライベートテントの整備をお願いしたい。	ご意見の趣旨を参考とさせていただきます、避難所の現状や共助による運営、在宅避難に関する情報等を継続的に周知啓発していきます。また、区では、避難所内でのプライバシー保護・環境改善の観点から、テント型間仕切りの備蓄を進めており、令和6年度中に区全体の必要数量を確保できる見込みです。
震災編 第2部 第2章	■地域による共助の推進（防災区民組織） 町会・自治会を前提とした防災体制は世田谷区の組織率の実態を踏まえ、止めた方が良いと思います。町会・自治会による防災体制とする場合も、非会員への差別的な対応を禁止し、地域内すべての住民への支援が必要だと思います。	震災時には、発災直後の地域の助け合いが大きな効果を発揮することから、区では、区民が町会や自治会等を母体とした自主的な地域の防災組織を防災区民組織として結成し、活動することを推進しています。 ご意見の趣旨を参考とさせていただきます、防災区民組織（町会・自治会等）に所属していない区民も含めて、区民相互の共助意識を育て、近隣住民が支えあえる体制作りを行っていきます。
震災編 第2部 第2章	■地域による共助の推進（防災士） 防災活動の担い手の確保のため、防災士の資格の補助金制度等を作るべきだと思います。	区では、地域防災活動の担い手確保の一環として防災士認証登録支援助成金制度を設けています。
震災編 第2部 第2章	■地域による共助の推進、マンション防災 災害時ボランティアコーディネーターや女性防災コーディネーター等、一歩進んだ防災知識を持った人材をもっと地域で活用できる仕組みを作っていくべきだと思います。昼間の災害時には、中学生から大学生までの学生さんの力も借りて災害対策を進めることが必要になります。区立中学校では取り組みが始まっていると聞いていますが、区内高校や大学への働きかけを進めてください。 マンションの防災対策のため、エレベーターの閉じ込め防止のための蓄電設備の整備について、区独自の補助や支援も付け、積極的な啓発活動を進めてください。	本計画で、災害時ボランティアコーディネーターは避難所運営委員会と連携し、避難所運営に係るボランティアニーズを把握する。女性防災コーディネーターは区と協働し、多様性の視点への理解を地域に普及・啓発していくと定めています。 また、区内高校や大学については、各地区ごとの区民防災会議の構成団体として本計画上也例示をし、地区特性に応じて編成していくこととしています。ご意見の趣旨を参考とさせていただきます、防災知識を持った人材の地域での活用や区立高校、大学への働きかけ等を進めていきます。 なお、マンションの防災対策についてのご意見につきましても、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第2章	■地域による共助の推進（防災士）、ボランティアとの連携 ○被災地の知見を得る観点からも、被災地への防災士のボランティア派遣等を検討するべきだと思います。 ○発災直後は、ボランティア迷惑論もあり、すぐに被災地の支援ができないことがあります。災害ボランティアに等級を設け、指導員にあたるボランティアは発災直後から現地に入れるような仕組みを作る必要があると思います。	区が育成する防災士については、地域防災活動の担い手として活動してもらうことを想定しています。被災地への派遣については、今後の参考とさせていただきます。 なお、区内では、世田谷ボランティア協会が設置するせたがや災害ボランティアセンターにおいて、これまで多くの災害ボランティアを被災地に派遣しています。また、ボランティアコーディネーターの育成や、一般・専門ボランティアの事前登録を行うなど、迅速なボランティア派遣のための対策を行っておりますので、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます、引き続き災害ボランティアに関する取組みを推進していきます。
震災編 第2部 第2章	■在宅避難・マンション防災 東京都が推進している「とどまるマンション」も含めて在宅避難を啓蒙していますが、周知・啓蒙活動と、在宅避難の準備について、もう少し具体的な方法を示したほうが良いと思います。 特に、在宅避難の準備について、一戸建てとマンションでは当然に必要な物が違うと思います。マンションの場合には、電気が止まれば、水道が止まる。排水管が壊れていれば、水道が開通してもトイレは数カ月は使えないことを周知させなければなりません。	本計画に記載のとおり、戸建居住者のほか、マンション居住者や管理組合等も含め、引き続き在宅避難の推進に向けた周知啓発や事業の実施に取り組んでいきます。 ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第2章	■マンション防災 マンションでの備蓄や準備について、管理会社主導で進められるようにして欲しいです。啓蒙活動よりも実際に用品を頒布・準備できる体制に力を入れることを望みます。	本計画では、マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育等を行っていくとしています。 ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第2章	■マンション防災 区民の約5割がマンション住まいであれば、管理組合や自主防災組織への働きかけを強化いただきたい。マンション管理規約などに防災の取組みは掲載されていると思いますが、具体的にどれだけ防災対応ができているか確認を行う必要があると思います。	本計画に記載のとおり、マンション居住者や管理組合等に向け、自助・共助に取り組むことや自主防災組織の働きかけなどを行っていきます。 ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第2章 第9章	■多様性に配慮した視点 「多様性に配慮した女性の視点の反映」について、子供や若い世代も含まれるため、女性や若年層の視点とすべきだと思います。	本計画は、「計画の前提」として、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や子ども、高齢者、障害者など男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく」ものとしており、女性だけでなく、子ども等も含んだうえで多様性の視点に配慮し作成しています。 そのため、今回より「多様性に配慮した女性の視点」の記載については、「多様性に配慮した視点」に変更しています。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第2章 第9章	■多様性に配慮した視点（女性への配慮） ○災害時に生理用品を必要としている女性が気軽に使える仕組み作りがあるか気になります。 ○災害時に男性優位にならないよう、女性や要配慮者も守る視点が必要だと思えます。 ○災害時に性被害を受けない対策や、性被害を受けた時に支援を得られる仕組みが必要だと思えます。 ○小学生以上の女性に対しての暴力被害の対策や配慮が必要だと思えます。	○女性への配慮 本計画は、「計画の前提」として、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や子ども、高齢者、障害者など男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく」ものとしており、全編にわたり、女性や要配慮者も含む多様性の視点に配慮し作成しています。 生理用品を女性が気軽に使える仕組み作りとして、女性用トイレに常備し、周囲に気を使うことなく使用できるようにすることや性別等に配慮した着替え場所の確保等を本計画や避難所運営マニュアルに定めています。また、固定的な性別役割分担意識の解消のための取組みとして、避難所運営の意思決定段階から女性の参画を推進していくことを定めています。 ○災害時の暴力被害及び性被害問題 避難所運営マニュアルにおいて、災害時に女性が暴力や性被害を受けない対策として、犯罪の起きにくい避難所レイアウト作りを行うとともに、性被害を受けた時に支援を得られる仕組みとして、男女共同参画センター“らぶらす”が平常時から行っている男女共同参画の視点からの相談等の業務や人権・男女共同参画課に設置されている犯罪被害者等相談窓口を迅速に復旧し、避難所等へ情報提供することで、被災女性等を相談につなぎ、心身のケアに努めることを定めています。
震災編 第2部 第2章 第10章	■在宅避難者への支援、輸送体制の整備 ○電力の提供施設の設置を行うとあるが、酸素についても検討して欲しい。酸素ステーションなどの検討、災害時には高圧酸素運搬車を緊急車両として認定するなどの検討も必須だと思えます。 ○在宅避難が長引くことが予想されるため、支援物資の供給、配給フローを明確に記し、周知をお願いしたい。	○医療的ケア者への在宅避難の支援として、区では現在、人工呼吸器等の電気を必要とする機器使用のため、希望される方にポータブル電源等の配布を実施しております。今回いただきました酸素ステーションや高圧酸素運搬車等のご提案につきましては今後の参考とさせていただきます。 ○国・都・他自治体等からの支援物資や区備蓄物資を指定避難所まで確実かつ効率的に配送できるよう、物資供給体制の整備を本計画の重点検討項目として位置づけ、物資配送計画の策定を進めています。物資配送計画は、本計画とあわせて公表します。
震災編 第2部 第3章	■安全に暮らせる街づくり（狭あい道路拡幅整備事業） 今回の「世田谷区地域防災計画素案」を見ても、狭隘道路、いわゆる2項道路対策の視点が完全に抜けていると思います。 私が暮らす、小田急線豪徳寺駅近くの住宅街では、ほとんどの道路は幅4メートルを満たしていない狭隘道路になっています。消防車も救急車も入れず、震災時の延焼火災が懸念されます。	区内には幅員が4メートルに満たない道路（狭あい道路）がたくさんあります。狭あい道路は、緊急車両の通行を妨げたり、災害時の避難を困難にする等、様々な問題の要因となります。狭あい道路に接して家の建替えや増改築等を行う場合は、法律で定められた幅員4メートルの位置まで後退する必要があります。区では「安全で災害に強い街づくり」のため、後退していただいた部分や角敷地の隅切り部分の整備工事を行っています。工事にあたっては建築主や関係権利者の承諾が必要になりますが、拡幅整備が進むよう引き続き働きかけを強化していきます。
震災編 第2部 第3章	■安全に暮らせる街づくり（都市公園、身近な広場の整備） 大震災に備えて、大きな公園にパイオトイレの設置を希望します。	パイオトイレは、衛生面、機能面などにおいて、災害時の使用を想定し公園に設置することは難しいと考えます。なお、区では災害用マンホールトイレの設置を推進しています。
震災編 第2部 第3章	■建築物の耐震化及び安全対策の促進 各家庭における備蓄や家具転倒防止の啓発は重要ですが、耐震補強による家屋自体の地震への備えの強化が必要ではないでしょうか、啓発と支援の強化を求めます。また、木造建築密集地域の延焼、類焼防止のため、建替え補助なども続けるべきだと思います。	区では、災害に強い街づくりを進めるため、住宅の耐震化支援に取り組んでおり、旧耐震基準の木造住宅に対して、区内全域で耐震化支援パンフレットの戸別配布を行いました。また今年度から、新たに新耐震基準の木造住宅への耐震化支援も開始しました。引き続き住宅の耐震化支援と啓発に取り組んでいきます。 また、東京都の防災都市づくり推進計画において、早期に防災性の向上を図るべき市街地として指定している「重点整備地域」では、不燃化の加速策である都の不燃化特区制度を活用し、延焼による焼失率がほぼゼロになる不燃領域率70%の達成を目標に、老朽木造建築物建替えや除却助成等支援を行っています。 なお、不燃領域率70%を達成するなど、不燃化特区制度の助成等支援を終了した地区やその他の地区におきましても、耐震化支援による、区内全域の旧耐震基準の木造住宅を対象とした除却助成等支援は、継続していきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第3章	■建築物の耐震化及び安全対策の促進（学校教育施設） 避難所になるはずの公立の小中学校は、地域住民にとって、命が守れなければならない場所であるため、各学校毎にクラウドファンディングして、建設費の半額が集まった順に建て直したほうがいいと思います。併せて、シェルターの機能も備えるべきだと思います。	本区の学校施設は昭和30年代から40年代にかけて集中的な整備をしてきました。そのため、改築時期を迎える学校施設が多くあります。そうした学校施設を順次更新していくため、区では年3校改築を基本として計画的な施設更新を行う方針を定めています。学校施設は、自然災害への対応や不測の事態への対応も必要となることから、様々な災害に対応できるよう学校施設整備を進めていきます。
震災編 第2部 第3章	■出火・延焼等の防止（感震ブレーカー） 大地震が来た場合の安全対策として、電気の強制シャ断は重要です。 自宅では感震ブレーカーを取り付けましたが、近隣では付けていない方が多く、隣りで火災が発生した時の危険があります。国、自治体、電気会社で、地震による火災対策として感震ブレーカーを取付けていただけるよう提案します。	感震ブレーカーの取り付けについては、現在、義務付けがなく、電気の強制シャ断についても強制はできません。 なお、東京都では、木造住宅密集地域の木造住宅へ感震ブレーカーの無償配布を行っています。また、区では、感震ブレーカーのあっせんも含め地震の際の電気火災対策についての周知・啓発を行っています。引き続き地震による出火、延焼等の防止対策を進めていきます。
震災編 第2部 第4章	■安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ○安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保が重要であることは、今の能登災害の状況をみれば明らかです。能登の人たちは、これらの確保ができていないため、避難生活を余儀なくされ、自宅の復興にも手がつかないと報道されています。これらを事前に確保しておくのは、難しい問題だと思われませんが、考えられる事前の対応策を取ることは、大事なことだと思います。 ○安全な都市づくりの実現には、「安全な交通ネットワーク」と「ライフライン」等の確保が重要だと思います。	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。関係機関（企業）と連携し、今後も安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保に努めていきます。
震災編 第2部 第4章	■道路・橋梁の安全確保等 災害時の住民の避難、救急車・消防車等によるスムーズな救助活動、バス路線の拡充による住民の利便性向上のため、現在の区の計画道路全てを早期に工事实施道路に格上げし予算計上し工事を促進してほしいです。	区には未整備の計画道路が約117kmあり、計画的に整備を進める必要があります。そこで、区では、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「せたがや道づくりプラン」に基づき、計画期間内に事業化を目指す路線（優先整備路線）を選定し、順次、事業化を進めています。 今後も、都と区の適切な役割分担のもと、道づくりプランに基づいて計画的な道路の整備を進めていきます。
震災編 第2部 第4章	■道路・橋梁の安全確保等 防災力向上や輸送対策推進に関する都市計画道路の整備向上をより具体的に盛り込むべきだと思います。避難するにも物資を輸送するにも道路が機能しないことには有効に対応できません。 また、道路整備については住民の理解が不可欠であり、防災計画に都市計画道路整備推進内容を具体的に記入したり、当該推進に係る住民の理解促進等の必要性を追加するべきだと思います。	記載内容が広範囲にわたる地域防災計画においては、「せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進（震災編第2部第4章第3節）」という概念的な記載にとどめています。道路事業は都と区の適切な役割分担のもとで進められるものですが、事業の推進に当たっては、関係する権利者への丁寧な説明に努めていきます。
震災編 第2部 第4章	■道路・橋梁の安全確保等、道路交通規制等 下高井戸駅周辺について、道の交通状況を見直して一通道路を取り入れてください。	一通道路や通行禁止等の交通規制は、警察署長の上申に基づいて東京都公安委員会が実施することになっていますので、お近くの警察署へお問い合わせください。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第4章 第10章	■道路・橋梁の安全確保等、輸送体制の整備 輸送対策としては道路の整備も考えて欲しいです。	区では、せたがや道づくりプランに基づき都市計画道路の整備を進めるなど緊急輸送道路ネットワークの充実に取り組むとともに、二方向避難の確保と地域の防災性向上のため、民有地を活用して災害時のみ通行可能な避難路を整備する場合に工事費用の一部の助成を行うなど、平時からの支援も実施しています。引き続き、防災・減災に寄与する道路の整備に取り組んでいきます。
震災編 第2部 第4章	■道路・橋梁の安全確保等 住居周辺の歩道が狭く、また、歩道を電柱が塞いで車道を歩かないといけないという場所が多数あります。有事の際、車・自転車・走って逃げる人が車道に出ざるを得ず車に轢かれてしまうということも起こりうると思います。	区では、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「せたがや道づくりプラン」を策定し、計画的な道路整備を進めています。道路整備において重点化すべき事項は多岐にわたりますが、自動車交通量が多い道路での歩道の新設、拡幅等、歩行者や自転車利用者の安全性向上につながる取り組みは重点化すべき事項の一つと認識しています。今後も、全ての歩行者にとって安全で楽しく歩ける道路整備を進めていきます。
震災編 第2部 第4章	■道路・橋梁の安全確保等 斜めになっている電柱が住居周辺に多いです。地震や洪水、台風があった際、家（自宅以外も）に倒れてきて二次災害を起こす可能性が高そうだと思います。確認・対策をお願いします。	電柱の点検は、所有者（電力会社等）により実施されています。該当の電柱の所有者（電力会社等）へお問い合わせください。
震災編 第2部 第5章	■応急対応力、広域連携体制の強化 応急対応力、広域連携体制について、NTTタウンページ株式会社が発行している「世田谷区2017防災タウンページ」、東京都が発行している「東京くらし防災改訂版2023」「東京防災改訂版2023」「東京防災」等が役立つと思われます。 広域連携体制の強化は、日ごろからどのように連携するかについて演習をしておくことも役立つと思われますが、現実には演習することは難しいようにも思います。	応急対応力、広域連携体制について、いただいたご意見を参考に引き続き取り組みを進めていきます。 また、広域連携体制の強化については、東京都と連携した図上防災訓練や総合防災訓練の演習、協力協定自治体との意見交換会等の機会を活用していきます。
震災編 第2部 第5章	■広域連携体制の強化 区は在宅避難を進めているが、能登地震では、家の食料が尽き、道路やスーパー等が復旧しない状況では避難所に戻ってくることになってしまった。 こうした災害はどこで起きてもおかしくない状況になっているため、世田谷区は全国の自治体と協力し、被災地の住民の受入要請を受ける、あるいは受入要請を出す時にそれぞれが協力し合う体制作りが必要だと思います。	区では、災害時に他の地方公共団体から円滑な協力が得られるよう、広域連携体制として複数の自治体と災害時の相互応援に関する協定を締結し、被災住民の受入れを含めた応援体制を構築しています。協定締結自治体とは、定期的に協定内容の確認や意見交換会を行うなど日頃から顔の見える関係を築き、災害時に円滑な支援を行えるように取り組んでいます。 ご意見の趣旨を参考とさせていただき、今後も被災住民の受入れを含め、広域連携体制の強化に取り組んでいきます。
震災編 第2部 第5章	■初動対応体制の整備 初動対応体制について、区外の関係機関も含めて、職員が災害対応で出勤する場合、残された家族への手厚い対応も必要だと思います。勤務先がやるべき事もあると思いますが、区としての配慮（物資の優先供給や見回り等）が必要と考えます。	防災機関等の職員は災害時に勤務先へ出勤する必要がありますが、現状は職員の家族のみを対象した優先的な対応はありません。ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の検討や実施に際して参考とさせていただきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第6章	■情報通信の確保 災害時にどのように情報通信を確保するか、事前の準備をしておく必要があると思います。	情報通信の確保については、本計画の「第2部第6章情報通信の確保」に定めており、防災行政無線網およびデジタルMCA無線網を防災機関、区の出先機関等に整備しております。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き情報連絡体制の多重化の取組を推進していきます。
震災編 第2部 第7章	■初動医療体制等の整備（負傷者等の搬送体制の確保） 持病あるいは傷を負った方を医療救護班に繋げるためには、多くの人との連携が必要と思われますが、これは命に関わる問題ですので、何とか工夫して、その対策を講じておく必要があると思います。	災害時の医療救護体制については、本計画の重点検討項目として位置づけ、区の医療救護本部と関係医療機関等との役割分担の明確化や、定期的な訓練を通じた連携の強化を図ることとしています。また、こうした取り組みは区、医療関係団体及び関係機関によって構成される、災害医療運営連絡会等において検討を行うなど、平常時より具体の取組みを進めており、引き続き医療救護に携わる関係者が連携し、発災直後からその機能を最大限発揮できるよう対策を進めていきます。
震災編 第2部 第7章 第9章	■在宅難病患者への対応、災害時の助けあいネットワークの整備 指定難病患者の娘がいます。福祉の専門家との連携で個別避難計画の立案実行は当然のこと、あとは病院施設への災害時の受け入れ、適切な処置（医療行為）が可能な場所の確保をお願いします。	区では避難行動要支援者を対象に、個別避難計画の作成に関する調査票を送付し、いただいた回答をもとに計画策定に取り組んでいます。また、区では災害時に区内医療機関の被災状況、活動状況等を把握し、区民に情報提供を行うとともに、医療を必要とする方に対し区内医療機関等と連携して対応します。診療所等が再開していない状況下においては、医療関係団体と連携し、医療関係者が避難所を巡回して医療ニーズに対応するなど、対策を進めていきます。
震災編 第2部 第8章	■帰宅困難者対策 帰宅困難者対策について、区としての対策もはっきりさせておく必要があると思います。	帰宅困難者対策として、区では区内の帰宅困難者や事業所等への情報提供、一時滞在施設の開設判断・要請、帰宅困難者等の誘導、円滑な徒歩帰宅の支援などを定めています。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、今後も取組みを進めていきます。
震災編 第2部 第9章	■避難者対策 災害があったときに、避難者は必ず発生する問題であり、区としては、避難者対策を具体的に決めておき、避難者が安心して生活する場を確保する必要があると思います。	避難者対策については、本計画の「第2部第9章避難者対策」のほか、各部署における震災時職員行動マニュアル等で具体的に定めています。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き取組みを進めていきます。
震災編 第2部 第9章	■避難体制の整備 ○避難所から住民へのプッシュ型情報提供がほしい。（避難訓練の開催日や、避難所のルール of 現状やそれが変わった時など） ○避難所の現状などを問合せできる連絡先がほしい。避難所のHPなどを開設していただき、現状が分ったり、訓練の日程や行った後の総括などを載せていただだけでも有難いと感じます。 ○または、区が各避難所の現状を把握し、区民からの問合せに対応していただく形が可能であれば、検討いただければと思います。	ご意見の趣旨を参考とさせていただき、今後の避難所情報の発信のあり方について検討していきます。 なお、各避難所の現状や訓練の開催日等につきましては、お住まいの地区のまちづくりセンターへお問い合わせください。
震災編 第2部 第9章	■災害時の助けあいネットワークの整備（事業者との連携） 災害後の所在や状況確認を事業者と連携して実施する訓練なども始めるべきではないかと思えます。また、どの福祉サービスにも繋がっていない方の存在なども、災害時を想定した訓練から抽出されるのではないのでしょうか。	区では避難行動要支援者を対象に個別避難計画の作成に取り組んでいます。当該計画にて保健福祉サービス事業者の有無についても確認しており、今後、事業者や当事者なども参加した訓練の実施を検討していきます。 発災時には事業者とも連携しながら、重層的な安否確認体制を整備していきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第9章	■災害時の助けあいネットワークの整備（安否確認） 高齢化や自治体との協定が進まぬ現状から、要配慮者の安否確認方法の変更は必須だと思います。避難行動計画も連絡先の確認にとどまらず、その先を見据えて、迅速かつ実効性のある方法の確立をのぞみます。安否確認は、1人ずつに与えられたQRコードに返信する、または携帯番号を利用したSNSで返信するなど、集約も迅速化できる工夫が必須だと思います。事業所などに繋がっていない方もいたりするので、常日頃から、ケースワーカーにより細やかな情報収集も必須だと思います。	区は、地域の支え合い活動等を通して、町会・自治会等で実施される避難行動要支援者への支援活動（災害時の助けあいネットワーク）を推進していますが、ご意見の通り、町会・自治会の高齢化などにより協定の締結が進まないことも課題の一つと認識しています。また、民生委員・児童委員や福祉サービス事業者等と連携して安否確認を行う必要があると考えています。 ご提案の二次元コードや携帯電話を利用した安否確認方法については、活用事例などを参考に、実現の可能性について検討させていただきます。
震災編 第2部 第9章	■災害時における要配慮者対策 まちづくりセンターと障がい児者が繋がれる仕組み作りが普段からあれば良いと思います。 区の担当ケースワーカーは、災害時に連絡が取れなくなる可能性もあるため、まちづくりセンターと顔の見える関係づくりができれば、いざという時の問い合わせや情報提供もスムーズに行えると思います。	地域の区民組織、民生委員・児童委員、介護事業者、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、各まちづくりセンター等と連携の上、災害時における要配慮者の安否確認等の連絡ができる手段の確立について検討しています。 ご意見の趣旨を参考とさせていただき、災害時の連絡や情報提供の体制づくりを引き続き進めていきます。
震災編 第2部 第9章	■災害時における要配慮者対策 災害時における要配慮者対策について、災害発生時には誰が、何処に、どんな方法で避難させるのでしょうか。自治会担当者では民生委員、児童委員、あんしんすこやかセンター、介護事業者からの情報提供は個人情報の観点から得ることはできません。災害時の個人の状況等共有できる手段を是非具体化できる方向で検討ください。	区では避難行動要支援者を対象に個別避難計画の作成に取り組んでいます。避難の方法や避難先については、要支援者ごとに身心の状況や家族・支援者の有無、移動手段の有無などが異なっており、計画作成に同意された方の状況に沿った避難計画となっています。 災害が発生した際には避難行動要支援者名簿や上記の個別避難計画の情報をベースに、安否確認に努めます。また、町会・自治会や、民生委員・児童委員、あんしんすこやかセンター、介護事業者・相談支援事業者など様々な方とも情報共有に努め、安否確認や避難支援等に取り組んでいきます。
震災編 第2部 第9章	■福祉避難所（障害者） 発災から3日目が目安の福祉避難所だが、災害対策基本法にも福祉避難所のガイドライン改定があったように、一次避難所を介さず直接避難できるようなシステム作りを求めます。 また、障がい施設などが福祉避難所となるが、職員任せにせず、運営方法なども区が予めきめ細やかにアドバイスし、手助けする必要があると思います。	福祉避難所については、協定締結施設と連絡会等を開催し、準備や開設・運営に関して情報共有や訓練等を実施し、課題整理を行っています。直接避難については、課題も多く全国的にも進んでいない状況ではありますが、福祉避難所が災害時に有効に機能するよう引き続き取り組んでいきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第9章	■避難所等の管理運営体制の整備等 ○災害時における避難所運営の検討委員会に障害者等の当事者チームを入れて欲しいです。障害を持った人たちの避難所でのあり方はこれまで起こっているどの被災地においても同等の課題が上がっています。災害がない平時から要支援者としての災害時のあり方を当事者やそれを支援する一部の人間だけではなく、社会全体の枠組みとして考えていく必要があると感じています。当事者の声を反映させ、地域との連携を元に作られた災害計画でなければその枠組みと効果を発揮することではできないと考えます。行政だけで決めるのではなく、区民参加型で平時より災害時のあり方を考える取り組みを期待します。 ○災害時の避難所運営において、医療的ケア児者を抱える親も避難所運営に関わるような地域連携ができるといいです。	区では、震災等の災害が発生した場合の避難所として区立小中学校等を指定していますが、その開設・運営は、避難者と町会・自治会等の地域団体が構成する避難所運営委員会が協力して「避難所運営組織」を組織し、避難者も参加して行うこととしています。避難所運営委員会は避難所ごとに平時から訓練等を通じて活動しておりますが、活動の内容や日程については、避難所ごとに異なります。各避難所運営委員会の活動への参画については、対象となる避難所のお近くのまちづくりセンターへお問い合わせください。
震災編 第2部 第9章	■避難所等の管理運営体制の整備等（動物救護体制） ○被災動物ボランティアの活用ができるようボランティアの育成が必要です。 ○現在のペットの数を考えると被災動物ボランティアの数ももっといるのではないのでしょうか。 ○被災動物ボランティア自体もあまり知られていません。 ○同行避難と同伴避難の違いも伝えていただければと思います。	被災動物ボランティアの認知度向上と活動の実効性を高めるためには、更なる制度周知と参加者拡大が重要であると考えています。現在、認知度向上のために区の広報誌やウェブサイト、地域イベントを通じ、ボランティアの活動内容や意義を積極的に発信していますが、今後は、SNSによる情報発信や、避難所運営委員会との連携を強化し、さらに多くの方に活動を知っていただき、被災動物ボランティアの確保に努めます。あわせて、被災動物ボランティアの活動の具体的な手引きの作成や、研修内容の見直し等に取り組み、ボランティアの活動環境の整備に努めます。 また、ペット同行避難（避難所へ一緒に移動すること）と同伴避難（避難所で動物と同じスペースに滞在すること）の違いについて、区民の方々に正しくご認識いただくことは大変重要であり、これまでも地域住民向けの防災講座や区の防災マニュアルを通じて周知を図ってきたところです。区では全ての指定避難所で同行避難の受け入れ体制の整備に向けて取り組みを進めていますが、あわせて避難所における受け入れを円滑に行うため、各家庭における備えの重要性についても啓発を強化するなど、いただいたご意見も参考に、実効性のある活動を目指していきます。
震災編 第2部 第9章	■避難所等の管理運営体制の整備等（動物救護体制） ペットが苦手な方と家族と考えている方との溝は埋めにくい問題であり、トラブルになるため、最初からペット同伴(同行)者対象の避難所を決めていただきたい。	避難所となる施設において不特定多数の避難者の方がペットと居住生活をともにすることは、動物アレルギーをはじめとする衛生環境や鳴き声等による生活環境への影響など、様々な視点から配慮を要することとなります。一方で、ペット飼育家庭においては災害時には在宅避難等による自助での対応を前提としつつも、自宅倒壊などのやむを得ない事情のある避難者の方がペットを連れて避難所に来ることも十分に想定しておく必要があります。そのため、一部の指定避難所においては発災後に円滑な受け入れが行えるよう、平時からペット同行避難者の受け入れ訓練等を実施している事例もあります。こうした先進事例をモデルに、他の指定避難所においても展開・実施できるよう、各避難所運営委員会と協力しながら取り組みを進めていきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第9章	■避難所等の管理運営体制の整備等（動物救護体制） ペットの避難時は、住人のペット同士を（喧嘩防止）離したり、犬猫アレルギーの人への配慮が必要かと思いました。	区では避難所におけるペット受け入れに関して、原則犬・猫等の小動物（避難者に危険を及ぼさない動物等）の同行避難者の受け入れを行うこととしています。また、あわせて避難所での受け入れの際の考え方や留意すべき事項についても、避難所運営マニュアルのなかで示しているところです。ペット飼育家庭においては自助による在宅避難が原則となり、飼主による備蓄等を推奨しておりますが、こうした考え方の意識啓発と並行して、全ての避難所で円滑な受け入れ体制が整備されるよう、区としても各指定避難所運営委員会等と協力しながら取り組んでいきます。
震災編 第2部 第9章	■避難所等の管理運営体制の整備等（動物救護体制） ペット同伴の避難を認める記載がありますが、可能なペットの種類を限定していただけると助かります。	区では、東京都の方針を受けて、避難所におけるペット同行避難の際に受け入れるペットの範囲は原則「犬・猫等の小動物（避難者に危険を及ぼさない動物等）」とルール化しています。また、同行避難にあたっては、食料やケージ等を持参し、避難所の生活においても飼い主による自主管理を原則とするなど、避難所運営マニュアルの中でその取扱いについてもお示ししています。引き続き、こうした考え方についての周知啓発に取り組んでいきます。
震災編 第2部 第9章	■避難所の開設・管理運営 避難所に避難した人の役割分けや管理について、炊事＝女性ではなく選択制にする、身体の不自由な方や妊婦は、基本役割なし等の工夫が必要だと思います。妊婦については、週数や予定日などの把握をする必要もあると思います。	避難所に避難した人の役割分けや管理については、本計画の「第2部第9章避難者対策」のほか、避難所運営において使用するマニュアルで定めています。その中で、特定の活動が性別や年齢等により役割を固定化しないよう配慮することとしています。また、身体の不自由な方や妊婦等については役割を配慮することも周知しています。 なお、妊婦については避難時に避難者カードにて状態を把握し、配慮することとしています。 ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き取組みを進めていきます。
震災編 第2部 第10章	■物流・備蓄・輸送対策の推進 物流・備蓄・輸送対策の推進について、具体的に対策を定め、推進することが重要だと思います。	国・都・他自治体等からの支援物資や区備蓄物資を指定避難所まで確実かつ効率的に配送できるよう、物資供給体制の整備を本計画の重点検討項目として位置づけ、物資配送計画の策定を進めています。物資配送計画は、本計画とあわせて公表します。
震災編 第2部 第10章	■食料及び生活必需品等の確保 備蓄について、アレルギーへの配慮（食べ物、飲み物、薬など）が必要だと思います。	区では、アレルギー物質（特定原材料等）28品目不使用のアルファ米や、ミルクアレルギー疾患用の調製粉乳を備蓄しています。また、備蓄している一部の食品にはコンタミネーション情報を表示するなどのアレルギー疾患に対する配慮を行っています。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第10章	■飲料水及び生活用水の確保 ○現状、指定されてる給水所までの距離を考えると、水を持って歩くには遠すぎます。もっといろんな場所で給水所(移動車)等の利用で給水体制を計画していると思われますが、具体的に何処を給水車の拠点と考えているのかも事前に表記して頂きたいです。 ○世田谷区として給水車を何台持っているのでしょうか。災害時給水ステーションへ出向けない弱者はどうなるのか、区報で現状について説明してほしいです。	災害時の応急給水については、区民の居住場所から概ね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーションのほか、区立小中学校等に配備しているスタンドパイプ、応急給水栓等により実施します。また、給水車について、区では保有していませんが、東京都に給水車の要請を行い、対応順位を原則、「病院等」、「水を供給できない給水拠点」、「避難所」として応急給水を実施します。 ご意見の趣旨を参考にさせていただき、引き続き給水態勢の確立に努めるとともに、周知啓発を行っていきます。
震災編 第2部 第10章	■飲料水及び生活用水の確保 ○災害時に給水スポットに行くことなく水が確保できるよう、集合住宅に住む人が雨水を集めて溜めるシステムが欲しいです。併せて、その購入補助金を作ってください。 ○防災用に水を備蓄する場合、住宅事情によっては広さに余裕がないため、風呂の残り湯や尿などを安全な水に変えることができるRO膜の浄水器に補助金を出してほしい。	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第10章	■飲料水及び生活用水の確保（震災対策用井戸） 震災対策用井戸について、区では既存の井戸を震災対策用井戸として認定する制度を行っておりますが、新しく、震災対策用井戸を掘るということを行っています。 飲料水の備蓄は、各家庭で充実しつつあります。けれども、生活用水を各家庭で用意するのはかなり難しいため、震災対策用井戸を掘っていただきたいです。	ご意見のとおり、区では現状、民間所有の井戸を震災時に近隣間での生活用水として活用するため、震災対策用井戸として指定するのみで、井戸を掘ることは行っていません。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第10章	■飲料水及び生活用水の確保（応急給水栓） 応急給水栓を増やしてください。世田谷区は人口密度が高く集合住宅も多いので、災害時には給水スポットなどが大混乱しそうです。応急給水栓とスタンドパイプをマンションごとに1個ずつ、あるいは街区毎に1個、設置できたら混乱も緩和されると思います。	本計画において、災害時の応急給水については、区民の居住場所から概ね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーションのほか、区立小中学校等に配備しているスタンドパイプ、応急給水栓等を活用するなど、多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて必要な取り組みを行っていくとしています。 ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第10章 第12章	■飲料水及び生活用水の確保、災害用トイレの確保及び尿の収集・運搬 災害時の飲料水の確保やマンホールトイレの洗浄はどうするのでしょうか。	災害時の応急給水については、区民の居住場所から概ね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーションのほか、区立小中学校等に配備しているスタンドパイプ、応急給水栓等により実施します。また、マンホールトイレは井戸水を使用して洗浄します。
震災編 第2部 第10章	■区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 災害発生時、備蓄保管品がどの地域の避難者へ供給する備蓄品なのか事前に明確にしておくべきだと思います。	災害時に指定避難所となる区内96か所の区立小中学校には避難所用防災倉庫を設置し、避難者用の物資を備蓄しておりますが、当該倉庫の補完的役割を担う広域用の防災倉庫につきましても16か所整備し、備蓄を進めております。この広域用防災倉庫の備蓄物資を含め、国や他自治体等からの支援物資等についても、指定避難所まで確実かつ効率的に物資が配送できるよう、物資供給体制の整備を本計画の重点検討項目として位置づけ、物資配送計画の策定を進めており、この計画の中で、供給先の地域等についても明確にしていきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
震災編 第2部 第10章	■区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備、輸送体制の整備 各地域の物資輸送拠点及び地域内区民会館等の集積拠点を明示すべきだと思います。更には具体的な備蓄物資の名称を公表すべきだと思います。	国・都・他自治体等からの支援物資や区備蓄物資を指定避難所まで確実にかつ効率的に配送できるよう、物資供給体制の整備を本計画の重点検討項目として位置づけ、物資配送計画の策定を進めているところです。各地域の物資輸送拠点や地域内区民会館等の集積拠点、備蓄物資については、地域防災計画で考え方を明示し、物資配送計画で詳細を記載していきます。
震災編 第2部 第10章	■区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 保存食、水、簡易トイレ、テント・寝袋等を貯蔵したコンテナを公園、広場、公民館、学校等にあらかじめ設置すべきだと思います。	コンテナを公園等に設置する場合は、建築基準法上の建築物とみなされる場合もあることから、用途制限や建築面積等も鑑み、検討をした経緯がございますが、現在のところ設置の予定はありません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第10章	■区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 災害時の飲料水の給水では、ジョウゴがあると並ぶ時間の短縮になるそうです。公的備蓄に加えてみてはいかがでしょうか。	区では、各給水拠点において一般的な蛇口から水を給水いただくこととなりますので、ジョウゴを活用して給水を行うことは想定しておりませんが、ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
震災編 第2部 第10章	■区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 備蓄物資の保管スペースとして個人宅を活用する考えはありますでしょうか。	過去、備蓄物資の保管スペースのために空き家が活用できないか検討しましたが、所有者からのニーズが少なかったことから、実現まで至りませんでした。しかしながら、空き家については引き続きの課題であることから、あらためて活用の可能性について検討させていただきます。
震災編 第2部 第11章	■放射性物質対策 世田谷区内にある放射性物質や影響を及ぼすおそれのある放射能工作物の位置等を把握し、その対策を講じるべきだと思います。	放射線等使用施設や核物質については、法律に基づき国が管理・把握をしています。 なお、放射性物質の運搬中の事故等により、区内に影響がある場合は、本計画に記載のとおり、必要な応急対策や区民への情報提供等を実施します。
震災編 第2部 第12章	■区民の生活の早期再建 被災者それぞれの生活を踏まえ、早期再建の方策を講じることは重要だと思います。	被災者の生活再建については、本計画の「第2部第12章区民の生活の早期再建」のほか、世田谷区震災復興マニュアル等で具体的に定めています。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き取り組みを進めていきます。
震災編 第2部 第12章	■災害用トイレの確保及びし尿の収集・運搬 災害時のトイレ対策として、コンポストトイレを導入できないか。	ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き災害時におけるトイレ確保に努めていきます。
震災編 第2部 第12章	■応急教育のための事前準備 災害時における在留園児の対応について、詳細なシミュレーションを作成してほしいです。	教育委員会では、学校安全対策マニュアルの全面改訂作業を進めています。その中では、地震発生時の状況別対応方針や、在園児の保護方法についても検討しています。改訂作業後は、学校安全対策マニュアルに基づき、各幼稚園の状況に応じた対応方針を検討していく予定です。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
風水害編	■生活用水等の大雨時の排水について ○時間20ミリ以上の降雨の間及び降雨後2時間程度は、会社、施設、家庭等の排水は一時的に流さないように呼びかけはできないでしょうか。 ○大雨の被害を防ぐため、区民一人一人が協力できる方法があることを世田谷区として知らせてほしいです。	区では、大雨の時は雨水により下水道の排水能力を超える場合があり、下水逆流の被害につながる恐れがあるため、洗濯や風呂などの排水は極力控えるよう周知啓発しています。 今後も同様の周知啓発に取り組んでいきますが、内容について、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。
風水害編	■水害予防対策・水防対策 ○住民の命を最優先にした水害予防対策を講じるべきだと思います。 ○多摩川の犯濫は区民の命に関わるため、水防対策が重要だと思います。	多摩川の周辺地域については、「多摩川緊急治水対策プロジェクト（国土交通省）」により、堤防整備等の対策を実施していきます。引き続き区民の生命を最優先とした水害予防対策及び水防対策に努めていきます。
風水害編	■都市施設対策 都市施設は、常に防災を前提に建設されるものだと考えています。各種の施設を作る場合、防災のための法律も作られていると思われますが、各施設がこれらの法律違反の施設とならないよう、そのチェックを厳重に行うべきだと思います。	都市施設は防災を前提に建設されていますが、関連法令に違反しないよう、各機関において確認は適切に行われています。
風水害編	■防災運動の推進 消防、警察、区役所のみでなく、区民を巻き込んだ防災運動を推進することで、区民が常日頃から防災意識を持つことが必要だと思います。	ご意見の趣旨を参考とさせていただき、今後の施策・事業を実施していきます。
風水害編	■初動態勢 発災時における具体的な初動態勢を決めておくべきだと思います。	発災時の初動態勢については、本計画の「風水害編第3部第1章初動態勢」のほか、区の水防計画等で具体的に定めています。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、迅速な初動態勢の構築に努めていきます。
風水害編	■情報の収集・伝達 災害時の被害状況の収集・伝達方法を具体的に決めておくことが重要だと思います。	風水害時の情報の収集・伝達については、「風水害編第3部第2章情報の収集・伝達」に記載している取組みのほか、「震災編第2部第6章情報通信の確保」を準用して対応します。ご意見の主旨を参考とさせていただき、引き続き取組みを進めていきます。
風水害編	■警備・交通規制 災害を想定した警備・交通規制の方法をシミュレーションしておくことは、現実の災害の時に有用だと思います。	風水害時の警備・交通規制については、本計画に記載の通り、警視庁・警察署と連携しながら対応することになります。いただいたご意見を参考に、発災時に円滑な対応ができるよう日頃からの連携強化に努めていきます。
風水害編	■災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理 災害時の生活及び生活再建のため、災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理が重要だと思います。	風水害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理については、「風水害編第3部第8章災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理」に記載している取組みのほか、「震災編第2部第12章区民の生活の早期再建」を準用して対応します。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き取組みを進めていきます。

該当項目	意見・提案の概要	区の考え方
風水害編	■ライフライン施設の応急・復旧対策 被災者の生活、再建に必要な対策として、ライフライン施設の応急・復旧対策を具体的に決めておくべきだと思います。	ライフライン施設の応急・復旧対策については、「震災編第2部第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」において、対応機関や対策内容を定め、風水害時にも準用する扱いとしています。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き取組みを進めていきます。
風水害編	■公共施設等の応急・復旧対策 災害時の生活に公的手続きは必要不可欠であり、公共施設の役割も重要であるため、公共施設の応急・復旧対策も考えておくべきだと思います。	公共施設等の応急・復旧対策については、本計画の「風水害編第3部第10章公共施設等の応急・復旧対策」に記載のとおり対応します。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き取組みを進めていきます。
風水害編	■応急生活対策 災害初期の対策として、応急生活対策を講じるべきだと思います。	風水害時の応急生活対策については、「震災編第2部第12章区民の生活の早期再建」を準用して対応します。ご意見の趣旨を参考とさせていただき、引き続き取組みを進めていきます。
風水害編	■雪害予防対策・雪害応急対策 最近、雪の量がかなり減ってきていますが、都市は雪に弱いと言われており、雪害予防対策及び雪害応急対策を講じておくことは、無駄にはならないと思います。	ご意見を参考に、今後も雪害予防対策及び雪害応急対策を進めていきます。
その他	■目指す理想の防災対策 首長は日本の避難所の状態・危機を周知した上で、目指す理想の防災対策を話すべきだと思います。	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策・事業の実施に際して参考とさせていただきます。